

市第 77 号議案

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定の変更

1 提案理由

令和 5 年第 4 回市会定例会において、市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定（以下「当初指定」といいます。）しましたが、改良住宅の建替えが完了したことにより、横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例（令和 6 年 2 月横浜市条例第 8 号）において、更新住宅が新たに位置づけられました。そのため、当初指定のうち、指定管理者が管理する施設に南区及び金沢区にある更新住宅を追加したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案します。

2 対象住宅

- （1）市営中村町住宅（南区）
- （2）市営瀬戸橋住宅（金沢区）

3 指定管理者と概要

市内を区単位ごとに 8 ブロックに分けて管理しています。市営中村町住宅は、B ブロックの株式会社東急コミュニティーが、市営瀬戸橋住宅は E ブロックの一般社団法人かながわ土地建物保全協会が管理しています。

指定管理業務については、当初指定の時点にお示しした内容と変更はありませんので、引き続き管理業務を行います。

※管理戸数は、令和 6 年 9 月

ブロック	市営住宅等の存する 区名	指定管理者	団 地 数	管理 戸数
B	西、中、南、保土ケ谷	株 式 会 社 東 急 コ ミ ュ ニ テ ィ ー 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号 代表取締役社長 木村 昌平	80	3, 792
E	磯子、金沢、栄	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 中区真砂町 2 丁目 22 番地 会長 石塚 裕之	37	4, 229